

## 今治労働基準監督署における文書の紛失について

愛媛労働局（局長 濱本 和孝）は、今治労働基準監督署（以下「今治署」という。）において発生した個人情報を含む文書の紛失について、下記のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

### 記

#### 1 概 要

今治署において、平成 27 年に実施した A 事業場に係る安全衛生指導復命書、指導票（控）、指導事項是正報告書（以下「復命書」という。）を紛失した事案が発生した。

復命書には、A 事業場の代表者 B 氏の氏名、所在地、指導票を受領した元方事業者の担当者 C 氏の氏名等が記載されている。

#### 2 事実経過

（1）平成 30 年 2 月 26 日、今治署において、同署職員が安全衛生業務に係る復命書等の編綴状況の確認を行ったところ、平成 27 年度に実施した A 事業所に係る復命書等が見当たらなかったの  
で、署内をくまなく搜索したが発見に至らなかったため、紛失したものと判断した。

（2）同月 28 日、同署署長が C 氏に電話連絡の上、経過説明及び謝罪を行い、了承を得るとともに改めて訪問の上で謝罪したい旨申し入れたが、訪問による謝罪は固辞された。

（3）同日、署長が A 事業場を訪問の上、B 氏に対して経過説明及び謝罪を行い、了承を得た。

現在においても、当該復命書等は発見に至っていないが、外部に持ち出す書類ではないため、他の不要書類に紛れて廃棄した可能性が高いと考えられる。

#### 3 発生原因

（1）平成 27 年度当時、事案処理が終了した復命書等を編綴するまでの間の保管場所が、他の書類と混在しやすい状況であったこと。

（2）不要書類をシュレッダーにより裁断処理する際、廃棄対象でない書類の紛れ込みがないかの確認が十分に行われていなかったこと。

（3）管理者による復命書の編綴状況の確認が適切に行われていなかったこと。

#### 4 再発防止対策

（1）今治署においては、平成 30 年 2 月 28 日、職員会議を開催し、署長から本件事案の説明を行うとともに、再発防止対策として、復命書の編綴作業は担当者自らが行うことの徹底、シュレッダー時の確認作業の徹底、処理が継続している事案の文書の鍵付きロッカーでの保管の徹底について指示した。

（2）愛媛労働局においては、3 月 6 日、署所長合同会議を開催し、総務部長から管下の全労働基準監督署長、公共職業安定所長に以下の指示を行うとともに、同会議労働基準監督署長分科会において、労働基準部長から「基準部長通達」による以下の事務処理の再徹底を指示した。

① 復命書が完結した場合は担当者自らが速やかに編綴することの徹底すること。

② 不要文書に対し目印を付けることの徹底、シュレッダーで裁断する際は、不要文書であること、目印の確認の徹底、原本の紛れ込みがないか一枚一枚確認することの徹底等、十分な確認を行うこと。

③ 管理者による定期的な復命書の編綴状況の確認の徹底すること。

担当：愛媛労働局労働基準部健康安全課  
健康安全課長 三好 剛史  
電話 089-935-5204